

# 長野県広報パートナーコンプライアンスガイドライン

## 1 はじめに

本ガイドラインは、長野県広報パートナー（以下「広報パートナー」という。）が、長野県の県政情報をはじめとする各種情報を正確かつ適切に発信するうえで、法令遵守のもとで安全性と信頼性の高い活動を行うための基本的な考え方と留意点をまとめたものである。

## 2 適用範囲

本ガイドラインは、広報パートナーとして長野県の依頼に基づく情報発信を行う場合に加え、それ以外のSNS運用活動においても、同様に配慮と責任を求めるものとする。

## 3 基本原則

### (1) 法令等の遵守

法令や各種プラットフォームの規定等を遵守すること。

#### 【例】

- ・虚偽や誇大な内容を含めないこと。
- ・他人の肖像を無断で使用しないこと。
- ・著作物（音楽・画像・映像など）を無断で使用しないこと。
- ・優良誤認・有利誤認の表示を行わないこと。
- ・ステルスマーケティングに該当する行為を避けること。
- ・スパム行為を行わないこと。
- ・公序良俗に反する投稿や、長野県の名誉・信用を損なうような行為を行わないこと。
- ・誤った情報を発信した場合は、速やかに訂正または削除を行うこと。

### (2) マナーの遵守

関係者や関係機関と円滑な協力関係を築くこと。

#### 【例】

- ・撮影禁止区域での撮影を行わないこと。
- ・提示された報酬や提供サービスを超える要求・交渉を行わないこと。
- ・管理者や県職員の指示に従うこと。
- ・情報解禁日が設定されている場合は、その日時以降に投稿すること。

### (3) 肩書きの適正使用

「長野県広報パートナー」の肩書きは適切な場面でのみ使用し、以下のような不適切な利用は行わないこと。また、任期終了後は速やかにSNSプロフィール欄等から「長野県広報パートナー」の肩書きを削除すること。

### 【例】

- ・立入禁止区域への侵入に肩書きを利用すること。
- ・未公開情報の入手目的で肩書きを使用すること。
- ・過度な営利目的で肩書きを使用すること。

#### (4) 広報パートナーとしての投稿の削除

- ア 県の承認なく削除したり、アーカイブ設定などによって一般の閲覧ができない状態としないこと。誤って削除したり、閲覧できない状態となった場合は県に報告し、対応を協議すること。
- イ 県が削除を指示した場合は速やかに削除すること。

#### (5) ガイドライン違反等に関する責任

本ガイドラインに違反した場合、委嘱を解く場合がある。

### 4 県広報・共創推進課が依頼したテーマの投稿方法

#### (1) Instagram

- ア 投稿は、フィード投稿（リール動画も含む）およびストーリーズの両方を必須とする。
- イ キャプションの冒頭に「#PR」「#長野県広報パートナー」を明記する。
- ウ ストーリーズでは画面内に「#PR」「#長野県広報パートナー」等のハッシュタグを表示する。
- エ Instagram の「ブランドコンテンツツール（タイアップ投稿設定）」を使用し、長野県公式アカウントと連携する。
- オ 他のサイトやSNS等に掲載しても著作権法違反にならない音源を使用する。

#### (2) YouTube

- ア 概要欄に「本動画は長野県とのタイアップです」と明記する。
- イ 「プロモーションを含みます」のチェックボックスをONにする。
- ウ 動画冒頭で音声またはテロップにより「本動画は長野県広報パートナーとして発信している」と明示する。
- エ YouTube Shorts でも「#PR」「#長野県広報パートナー」をキャプションに明記する。
- オ 他のサイトやSNS等に掲載しても著作権法違反にならない音源を使用する。

## 5 県広報・共創推進課が依頼したテーマの投稿に係る事前確認・報告

### (1) 県広報・共創推進課が有償で依頼した場合

- ア 投稿前に、内容を県に提出し、承認を得てから公開すること。
- イ 投稿後に、フォロワー数が分かる画面のスクリーンショット及び投稿の URL を報告すること。
- ウ 投稿から 1 週間以内に、表示回数、保存数、リーチ数、いいね数、流入経路などのインサイト情報をスクリーンショットで報告すること。
- エ 広報パートナーが投稿した写真や動画などのコンテンツは、長野県の公式サイトや公式 SNS 等に掲載される場合があることをあらかじめ了承すること。なお、撮影先の管理者には、広報パートナーが撮影前に掲載の許可を得ること。

### (2) 県広報・共創推進課が無償で依頼した場合

- ア 投稿前に、内容を県に提出し、承認を得てから公開すること（県が承認を不要とした場合を除く）。
- イ 広報パートナーが投稿した写真や動画などのコンテンツは、長野県の公式サイトや公式 SNS 等に掲載される場合があることをあらかじめ了承すること。なお、撮影先の管理者には、広報パートナーが撮影前に掲載の許可を得ること。

## 6 県広報・共創推進課が依頼したテーマ以外の投稿

「#長野県広報パートナー」を使用しないこと。

## 7 炎上・トラブル時の対応

炎上やトラブルが発生した場合は速やかに県へ報告すること。必要に応じて他の広報パートナーへ注意喚起を行う場合がある。

## 8 事故・ケガ・機材破損時の対応

- (1) 取材・撮影中に発生した事故、ケガ、機材の破損等については、広報パートナー自身の責任とする。
- (2) 活動に関して万一法的な問題が生じた場合は、長野県の責めに帰すべき事由がある場合を除き、広報パートナー自身の責任および負担によってその一切を解決すること。

## 9 その他

本ガイドラインに関して不明点がある場合は、事前に県へ確認を行うこと。

### 【改訂履歴】

令和 7 年 6 月 19 日 制定